由良町過疎地域持続的発展計画

（令和３年度～令和７年度）

和歌山県日高郡由良町

目　　次

１　基本的な事項

（１）　町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　ア　地勢・交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　イ　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）　人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　ア　人口の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　イ　産業構造の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）　町行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（４）　地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（５）　地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（６）　計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（７）　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（８）　公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

３　産業の振興

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　ア　農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　イ　林業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　ウ　漁業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　エ　商工業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　オ　観光・レクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　カ　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　ア　農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　イ　林業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　ウ　漁業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　エ　商工業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　オ　観光・レクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　カ　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（４）　産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（５）　他市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

４　地域における情報化

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
ア　道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
イ　交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
ア　道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
イ　交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

６　生活環境の整備

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
ア　水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
イ　下水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
ウ　消防・防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
エ　公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
オ　公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
カ　廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
ア　水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
イ　下水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
ウ　消防・防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
エ　公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
オ　公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
カ　廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
ア　児童福祉・子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
イ　高齢者福祉・障害者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
ア　児童福祉・子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
イ　高齢者福祉・障害者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

８　医療の確保

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

９　教育の振興

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　ア　学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　イ　生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　ア　学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　イ　生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（３）　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

１０　集落の整備

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

１１　地域文化の振興等

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

１２　再生可能エネルギーの利用の推進

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

１３　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）　現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（２）　対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

※　過疎地域持続的発展特別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

１　基本的な事項

（１）　町の概況

ア　地勢・交通

本町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、西は紀伊水道に面して遠く四国を望み、その海岸線には、氷山のように真っ白い岬が突出し、石灰岩の奇岩が点在するその美観は古く万葉集にも詠まれている。東は白馬山脈の連峰を境として、北は有田郡、南は日高町と接して、東西１０．９ｋｍ、南北６．６ｋｍ、面積３０．９４ｋ㎡の海と山に囲まれた風光明媚な町である。

由良湾は、天然の良港で港内は広く、水深の最も深いところで２２ｍもあることから、船舶の避難港として指定されている。昭和４８年に三井造船株式会社（現 MES 由良ドック株式会社）が港の一部に船舶修理工場になった。昭和６０年には橋梁メーカーである株式会社春本鐵工所（現株式会社駒井ハルテック）が、操業を開始するなど、港を中心に発展してきました。平成４年には「ＰＥＴ再生資源シート化実証プラント」の認定を受けたポリテック株式会社（現ＲＰ東プラ株式会社）が操業を開始するなど、当時は関係方面から注目を浴びた。

交通面では、ＪＲ紀勢本線、国道４２号が町を南北に縦断している。また、主要道路である国道４２号から町内の沿岸部へと結ぶ幹線道路の建設が行われている。

イ　沿 革

本町はその昔、海部郡に属していた余戸の里（郷）であったと推測される。その後、中世には石清水八幡宮領の衣奈荘と、蓮華王院領及び修明門院領の由良荘として確認されている。

近世を通して志賀組に属し、明治４年の廃藩置県後、和歌山県第６大区第１小区に、また明治１２年には、日高郡に編入されている。

明治２２年の町村制施行により、由良村、白崎村、衣奈村の３村が誕生し、その後由良村は昭和２２年１０月に町制が施行され、由良町となった。

昭和３０年１月１日、町村合併促進法に基づき、旧白崎村・旧衣奈村と旧由良町の３町村が合併して現在の由良町となり、平成２７年１月で由良町は合併６０周年を迎えた。

（２）　人口及び産業の推移と動向

ア　人口の推移と動向

本町の人口は、昭和３５年の９，５２１人から減少し、昭和５０年代には一時人口増加に転じたものの、平成２７年の国勢調査では５，８３７人となり、約３９％の減少となっている。

とりわけ若年層の減少率は甚だしく、０歳から３０歳までの人口では、昭和３５年では４，８６８人であったが、平成２７年には１，２９５人と、実に７４％の減少率となった。

逆に６５歳以上の高齢者については、昭和３５年には９１４人であったものが平成２７年には２，０５５人と増加している。

以上のとおり、本町においては、高齢者数の増加という自然的な流れに、若年層の流出に歯止めがかからないという社会的な問題が加わり、高齢化に更に拍車がかかっている状況である。

また、出生数の激減、恒常的な社会減を緩和することが本町の衰退を止めるための最大の課題といえる。

表１－１（１）　人口の推移（国勢調査）　（単位：人、％）

区　　分	昭和３５年	昭和５０年		平成　２年		平成１７年		平成２７年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	9,521	9,273	△2.6	8,529	△ 8.0	7,179	△15.8	5,837	△18.7
0 歳～14 歳	2,865	2,104	△26.6	1,599	△24.0	919	△42.5	632	△31.2
15 歳～64 歳	5,742	5,983	4.2	5,496	△ 8.1	4,331	△21.2	3,147	△27.3
うち 15 歳～29 歳(ａ)	2,003	1,948	△2.7	1,400	△28.1	998	△28.7	629	△37.0
65 歳以上(ｂ)	914	1,186	29.8	1,434	20.9	1,928	34.4	2,055	6.6
(ａ)／総数 若年者比率	21.0	21.0	——	16.4	——	13.9	——	10.8	——
(ｂ)／総数 高齢者比率	9.6	12.8	——	16.8	——	26.9	——	35.2	——

表１－２（２）　人口の見通し（人口シミュレーション）

単位：人	令和２年	令和７年	令和１２年	令和１７年
全人口	５，４１９	４，９４５	４，５１４	４，０９２
年少人口 （0～14 歳）	５５６	４９３	４６２	４５１
生産年齢人口 （15 歳～64 歳）	２，８１７	２，４７３	２，１９２	１，９１５
老年人口 （65 歳以上）	２，０４５	１，９８０	１，８６０	１，７２６

イ　産業構造の推移と動向

本町の就業者総数は、昭和５５年をピークに減少を続け、平成２７年の国勢調査時には昭和５５年と比較して、約３５％の減少率となっている。

昭和５５年から平成２７年までの動きをみると、第一次産業、第二次産業とも就業者数は減少し続けている。

就業人口比率では、第三次産業が増加しており、平成２７年では全体の６割近くを占めている。

表１－２（１）　産業別人口の動向（国勢調査）　（単位：人、％）

区　分	昭和３５年	昭和５５年		昭和６０年		平成　２年		平成　７年	
	実　数	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率
総　数	4,102	4,254	3.7	4,247	△ 0.2	3,868	△ 8.9	3,762	△ 2.7
第一次産業	1,962	1,000	△ 49.0	992	△ 0.8	783	△21.1	756	△ 3.4
就業人口比率	47.8	23.5	——	23.4	——	20.2	——	20.1	——
第二次産業	823	1,505	82.9	1,384	△ 8.0	1,251	△9.6	1,145	△ 8.5
就業人口比率	20.1	35.4	——	32.6	——	32.3	——	30.4	——
第三次産業	1,317	1,745	32.5	1,866	6.9	1,833	△1.8	1,859	1.4
就業人口比率	32.1	41.0	——	43.9	——	47.4	——	49.4	——
分類不能	0	4		5		1		2	

区　分	平成１２年		平成１７年		平成２２年		平成２７年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	3,482	△ 7.4	3,447	△ 1.0	2,937	△14.8	2,768	△5.8
第一次産業	640	△15.3	598	△6.6	459	△23.2	460	0.2
就業人口比率	18.4	——	17.3	——	15.6	——	16.7	——
第二次産業	972	△15.1	860	△11.5	741	△13.8	705	△4.9
就業人口比率	27.9	——	24.9	——	25.2	——	25.5	——
第三次産業	1,868	0.5	1,985	6.5	1,723	△13.2	1,596	△7.4
就業人口比率	53.6	——	57.6	——	58.7	——	57.8	——
分類不能	2		4		14		7	

（３）　町行財政の状況

地方分権の進展や急速な少子高齢化等の厳しい社会情勢のなか、行政サービスの維持向上や行政運営の効率化等を目的として、平成１８年３月に「第４次由良町行政改革大綱」を策定、平成２４年１１月に「由良町行財政改革プラン」を改定し、財政健全化はもとより、事務事業の見直し、定員の適正化、組織の見直し等も含めた中で、住民サービスの質が低下しないよう最大限の配慮をするとともに、少数精鋭の行政運営を目指し取り組んできた。

本町の財政状況は、自主財源に乏しく、地方交付税や国・県からの補助金等に依存した財政構造となっている。この地方交付税についても、近年、国における予算が減少傾向となり、将来的にも予断を許さない状況となっている。さらに、当町のような過疎地域においては、人口減少等による町税等の自主財源の先細りも予測されるところであり、中長期的にも財政状況の悪化が懸念される。

このような財政状況や厳しい財政見通しの中、住民のニーズに応えていくには、自ら厳しく行財政改革の取組みを行い、いわゆる財政再建団体への転落を回避したうえで、「真に持続可能な由良町」を創造するための行政基盤を早期に構築しなければならないと考える。

表１－３（１）　町財政の状況　（単位：千円）

区　　分	平成２２年度	平成２７年度	令和元年度
歳入総額　Ａ	3,692,405	3,884,310	4,031,619
一般財源	2,435,938	2,663,311	2,744,909
国庫支出金	358,934	393,166	272,727
都道府県支出金	228,396	292,435	237,703
地方債	341,900	385,300	638,500
うち過疎債	91,400	158,400	105,300
その他	327,237	150,098	137,780
歳出総額　Ｂ	3,585,296	3,700,976	3,906,923
義務的経費	1,346,821	1,242,518	1,243,474
投資的経費	382,049	565,013	642,822
うち普通建設事業	359,494	476,635	516,889
その他	1,762,697	1,749,779	1,840,643
過疎対策事業費	93,729	143,666	179,944
歳入歳出差引額　Ｃ（Ａ－Ｂ）	107,109	183,334	124,696
翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	10,941	53,283	58,840
実質収支　Ｃ－Ｄ	96,168	130,051	65,856

財政力指数	0.409	0.357	0.327
公債費負担比率	14.6	14.3	16.3
実質公債費比率	11.2	10.6	12.8
起債制限比率	ー	ー	ー
経常収支比率	84.7	90.4	93.9
将来負担比率	86.0	159.4	203.9
地方債現在高	3,758,952	4,421,730	4,637,887

表１－３（２）　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和 55 年度末	平成２年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道	―――	139,509	144,537	149,722	150,526
改良率　（%）	―――	18.9	21.8	23.2	24.0
舗装率　（%）	―――	66.3	68.2	69.6	70.7
農　　道					
延　長　（m）	―――	―――	―――	8,701	8,701
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	―――	17.5	18.0	24.0	24.0
林　　道					
延　長　（m）	―――	―――	―――	―――	―――
林野 1ha 当たり林道延長（m）	―――	―――	―――	―――	―――
水道普及率（%）	―――	98.0	99.5	99.7	99.8
水洗化率（%）	―――	―――	―――	55.1	90.1
人口千人当たり病院、	0	0	0	0	0
診療所の病床数　（床）	―――	―――	19	19	―――

（４）　地域の持続的発展の基本方針

平成２２年度において、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、過疎対策事業債を活用し、生活基盤の向上などを目指す道路整備や、基幹産業となる基盤の整備、子育て支援を充実させるための統合保育所の建築など広域的なハード面の対策を講じてきた。また、近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海地震に備える防災減災対策にも力を入れているところである。

過疎地域の持続的発展には、地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握し、地域の特産品や地域が持つ個性豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を有効に活用できるソフト事業を企て、分野ごとに施策の方向性を見極めた上で、地域医療の確保や交通手段の確保、人的支援や人材の確保など、地域の実情にあった実効性のある対策を今後も引き続き実施していく必要があることは言うまでもない。

これらを踏まえた上で、本計画は、令和２年度に作成された「第２期由良町総合戦略」の次の４つの基本目標を基本方針とすることにより、総合戦略策定時の協議会や住民アンケートによる地域の実情や抱える課題、住民の意向などを反映のうえ、由良町の将来にわたっての活力ある地域を維持することを目指す。

ア　安定した雇用を確保する

都市部で労働する人口が増加する一方、地方での労働力が衰退している。

特に、農業や漁業などの第１次産業では、後継者不足が顕著に表れており、第２次産業、第３次産業においても、都市部への労働力流出に伴い、人口減少が進んでいる。

この流れを食い止めるには、町内での雇用を確保し、人口流出をストップさせる、あるいは人口流入を生み出すことが必要不可欠であるため、「就農・就漁者支援並びに起業者支援」として、新規就農者・新規就漁者及び担い手・後継者の確保や、鳥獣害対策、つくり育てる漁業に取り組む。

また、新たな起業者には積極的に支援を行い、「地場産品の支援」として、地場産品の新たな販路獲得や生産量増加に対する支援を行う。

さらに、「地場産業の活性化」として町内にある企業の経営支援や企業情報の発信等、様々な支援を行うとともに、町内企業間の連携を促進することで、産業振興と雇用の場の確保を行うことで、雇用促進を図る。

イ　新しいひとの流れをつくる

都市部に集中する人々を由良町へ促すためには何が必要か。まず、由良町とはどのようなところか、理解してもらう必要があり、そのためには、対外的なＰＲが重要となる。ＰＲすることにより、観光による来町又は由良町で生活す

ることに興味を持ち、移住するきっかけをつくり、定住へつなげるとともに、移住しただけでなく、町外の人々が町内に溶け込み、地域の活動等に関わることで、地域活性化も図っていく。

また、移住までに至らなくても国の第２期総合戦略で掲げている「関係人口の増加」につなげるために、「由良町の魅力発信」として、町内の観光資源を活用し対外的な情報発信により認知度を向上させ、観光や移住定住などの新しいひとの流れをつくり、「観光資源を使ったおもてなし向上」として、地元の観光事業者と連携し、既存の観光資源を利用したおもてなしを強化し、再訪客を獲得する。

さらに、「移住・定住及び人材確保・育成に対する支援」することで、再訪を繰り返し、移住してもらう。また、移住した人材を確保し、育成することで、移住者が町内で活躍できる場を提供し、定住につなげる。

ウ　結婚・出産・子育ての希望をかなえる

町内の少子高齢化は顕著であり、これを改善するのは、出生数の増加が最重要となってくる。現在においては、未婚男女の経済的自立が進み、「結婚」の序列が下がり晩婚化が進んでいる、経済的余裕がなく、結婚しても家族を支えていく自信がないという状況が考えられる。

また、「相手がいない」、異性との「出会いがない」等も晩婚化が進んでいることの要因となっているため、「結婚・妊娠・出産の支援」として、結婚につながる機会の創出や、情報提供を積極的に行う。結婚後には妊婦への医療費助成等により子どもを産みやすい環境をつくり、「子育て環境づくり」として、家庭内、地域内において、次世代を担う子どもたちが健やかに成長するように子育てしやすい環境をつくる。

さらに、子どもの「教育環境づくり」として、次世代に対応した教育環境を整備し、由良町の教育資源を活用した体験活動を通じ、ふるさとに愛着を持てる取組を行う。

エ　住みやすいまちをつくる

住民が「住みやすいまち」、「住みたくなるまち」をつくるためには、希薄化傾向にある住民の世代間交流を促進し、人と人をつなぐことでまち全体が元気になることが重要であり、高齢者率が高い本町においては、高齢者が生きがいを持って生活できるように医療体制や福祉サービスの充実も必要となってくる。

また、住民の利便性や安全確保を考えたインフラ整備を促進し、国土強靭化地域計画の整合・調和を図りながら大規模自然災害が発生しても迅速な復旧・復興が可能となるまちづくりを推進していくことも重要となるため、「地域コミュニティの活性化」として、希薄化傾向である地域コミュニティ活動を見直し、住民同士の交流を促し、住民一人一人の居場所を見出すことで、地域コミュニティを活性化する。

「住民の健康づくり」として、成人から健康増進を図るとともに、生活習慣病の予防や、高齢者が要支援・要介護状態等になることを予防し、高齢になっても生きいきとした生活を送れるようにする。

さらに、「安心・安全なまちづくり」として、南海トラフ地震に代表される大規模な自然災害にも対応できるインフラの整備を行う。また、住民一人一人が災害時に自主的に判断し、行動できるよう、防災教育を充実させることで、「住みやすいまちづくり」を実践していく。

（5） 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は次のとおりとする。

目標指標	基準値 （令和２年度）	目標値 （令和７年度）	備考
人口	５，４９７人	５，２２２人	基準値の５％減少

（6） 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和８年度において議会へ報告することとする。

（7） 計画期間

本計画の期間は、令和３年度を初年度として、令和７年度までの５ヶ年間とする。

（8） 公共施設等総合管理計画との整合

「由良町公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、資産等の情報やコスト情報を正確に把握するとともに、本町が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定めるものである。

本計画においても、「由良町公共施設等総合管理計画」の考え方に基づき、既存施設の見直しや複合化、縮減を検討し、維持管理コストの最適化や計画的な予防保全等の実施による長寿命化等に配慮した計画を策定することにより、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）　現況と問題点

高齢化の進行や若年層の都市部への人口流出により、本町では１年で約１００人ずつ人口が減少している状態が続いている。

そのような状況の中、過疎地域の活性化を図るためには、人口減少の大きな要因である転出人口を減少させる必要があるが、住まい及び住み替えの支援策が不足している状況である。

また、都市部からの移住を促進し、新たな力を本町へ呼びよせることが課題となっており、現在、地域おこし協力隊を任用・配置することにより、今まで本町になかった受入れの流れができている。

（２）　対策

本町を選択する機会を増やすため、和歌山県等関係機関と連携し、本町の魅力や各種支援制度を移住希望者に発信する。また、移住を促進するために従来から実施している民間賃貸住宅家賃補助を引き続き行い、その延長としてマイホーム取得支援を始め、若者世帯の定住へつなげる。

また、課題の一つである住まいの不足に対応するため、本町内の空き家調査を行い、空き家バンクの登録件数を増やしていく。

さらに、地域おこし協力隊の受入れを通じて、移住者を受け入れる地域体制を整え、受入人材の育成に取り組んでいく。

（３）　事業計画

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
１ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	⑷過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	マイホーム取得支援事業	町	事業内容：本町に定住を目的で住宅を取得した人に対し、補助を行う。 必要性：人材確保及び人口増加。 効果：移住・定住者の増加が期待できる。
		民間賃貸住宅家賃補助事業	町	事業内容：本町の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、補助を行う。 必要性：人材確保及び人口増加。 効果：定住者の増加が期待できる。

３　産業の振興

（１）　現況と問題点

ア　農　業

本町は、和歌山県のほぼ中央に位置する中山間農業地域である。気温は、年平均１７．５℃と比較的温暖で恵まれた気象条件である。面積の大部分は山林であり、極めて平地が乏しい地形である。農地については、総じて水田及び傾斜地を開墾した樹園地により構成されている。

本町の農業は柑橘を中心として野菜、花き、水稲を組み合わせた複合経営が中心である。農業構造については、農家のほとんどが兼業農家であり、労働力の高齢化等が顕著になってきている。一方、農家戸数は減少しつつあり、後継者不足が問題となっている。

こうした中で、各農家における農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化を推進してきたが、これまで顕著な進展をみないままである。しかし、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、急速に利用集積が進む可能性が高まっている。しかし、中山間地域である本町は、農業就業人口の減少と高齢化に伴って、後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手に対する流動化が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障をきたすおそれがある。

イ　林　業

本町の森林面積は、３，０９４ｈａのうち、１，９４２ｈａ（町面積の６３％）で、その全てが民有林である。また、民有の人工林は２４９ｈａ（町面積の８％）と少なく、樹種の大半はヒノキであり、木材価格の低迷により、長期的、安定的な雇用は不透明な状況にある。

また、本町における林業従事者は皆無に近く、森林所有者の高齢化、後継者不足により間伐等の森林整備が遅れている状況である。

ウ　漁　業

漁業については、漁場環境の悪化に伴う水産資源の減少が著しく、漁獲量及び漁獲金額が減少している。また就業人口も高齢化し、年々減少してきているため、現状が続けば、漁業従業者１人当たりの負担が増加し、漁獲量及び漁獲金額の減少が予想される。漁業を取り巻く環境はますます厳しさを増していく状況のなか、本町では、漁港整備事業など漁業基盤の整備を進めるほか、漁礁の設置や稚魚の放流を実施するなど、つくり育てる漁業の推進や新たな担い手の育成が求められている。また、漁業資材や燃料費の高騰等が及ぼす漁業経営への負担の増加を軽減するためにも効率的で安定した漁業経営の確立が課題である。

エ　商工業

経営者の高齢化や後継者不足の中、商業を取り巻く状況は厳しさを増し、年々、事業所が減少している。

また、町内において、生活用品及び食料品などを扱う小売業が地域に密着し住民の生活を支えてきたが、道路交通網等の整備により、近隣市町へ顧客の流出、低価格攻勢の激化により町内の商業は一層厳しい状況である。

今後は、斬新な経営感覚を持った経営者を育成していくとともに、購買力の町外流出を防いでいくことが大きな課題となっている。

オ　観光・レクリエーション

観光においては、高速道路等が整備されたことに伴い、本町は阪神圏域からは日帰りコース、立ち寄りスポットとなっている。そのため、多くの観光客が来町するものの宿泊客が減少し、それが旅館・民宿の多い本町においては深刻な問題となり、地域産業停滞の大きな要因となっている。

また、観光産業の担い手の高齢化に伴う後継者不足も大きな課題となっている。

カ　その他

由良町の産業全体が衰退する一方で、地域全体の活性化を担う団体や、また、町内外への地域資源や産品、観光資源等のＰＲに導くことへ寄与する団体に対して、行政としてそれらの活動を助成する手立てが必要と考えられる。

（２）　対策

ア　農　業

本町の農業振興を図るためには、集落の主体性を基本に経営の改善により所得向上を図るとともに、農業基盤整備等の促進及び農地の流動化の推進、鳥獣害対策の推進、担い手農家の育成と確保、地域農業集団の育成並びに農業生産の再編成を重点課題とし、「活力ある産地づくり」、「優良農地づくり」及び「担い手の育成」を目標として、各種事業を推進するほか、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の利用集積を進める。

農業生産については、消費者ニーズの多様化による需要の変化、兼業化、混住化の進展、また、産地間競争等に対応するため、品目、作型の再編、高度技術の導入、施設整備等により、品質の高い農産物の供給体制の整備を図り、地域の特性を活かした産地づくりを目指す。

イ　林　業

木材価格の低迷等により間伐等の森林整備が遅れているため、行政が主体となり、森林整備地域活動支援交付金事業を導入するなど、一般社団法人わかやま森林と緑の公社等と連携しながら、森林整備を推進する必要がある。

ウ　漁　業

後継者の育成支援をおこないつつ、生産基盤の整備等により生産性の向上と経営の安定化を図る。

自然環境保全という観点を踏まえつつ、付加価値の高い魚種を増やすことにより、漁獲高の向上と経営安定化を図る。

ヒラメ、アワビ、クエ等の中間育成による栽培漁業の推進や、観光産業との連携を深め相乗効果を創出する。

平成３０年度から大引地区で実施していたつきいそ事業について、令和３年１１月に試験操業が終わり、本格操業することで、イセエビの漁獲量及び漁獲金額を増加を図る。

エ　商工業

大型店の進出、消費者ニーズの多様化による商業環境変化に対応しつつ、地域性に特化した商品展開、商工会と連携しながら広報活動並びに付加価値の創出、サービスの向上がより必要となる。

また、日高地方の６町で共同策定した「創業支援等事業計画」に基づき、従来個々に実施していた創業支援事業についても連携を図ることにより、多様化する創業者へのニーズや専門化する経営・人材育成等の課題に対応でき、また、個々に蓄積されてきた創業支援に関するノウハウや知識を合わせることで、より一層創業者への支援につながると期待されることから、６町の中小企業等の創業者等を官民一体となり創業を支援する。

オ　観光・レクリエーション

本町は、豊かな美しい自然や、貴重な文化財、歴史など多様な観光資源を有している。その資源の利活用を図り、観光客の誘致、受け入れ体制の強化に努める。また、由良町特産品の開発やＰＲにも努める。さらに、この美しい自然と歴史、文化を織り交ぜた周遊ルートの開発や観光の町としての面的な整備や、インターネットを活用した情報発信を行い、集客増に努め、農業・漁業の体験メニューを取り入れたなかで、相乗効果を創出していく。

観光施設へのアクセス道路の改良、観光資源の整備や創出を図る。

カ　その他

地域・ひと・まちづくり事業の一環として、町内で地域活性化に向けて活動する団体に対して活動事業費を補助し、行政と一体となって産業の振興を図る。

特産品のＰＲや商品メニューの開発、新たな地域資源の発見に携わることで、厳しい状況下である町産業全体の底上げを図り、雇用の創出に繋げる。

（３）　事業計画

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
２ 産業の振興	(1)基盤整備 農業	中山間地域等直接支払推進事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション	白崎海洋公園整備事業 ネットフェンス、建屋改修、シャワー設備等	町	
		戸津井鍾乳洞整備事業 照明設備等	町	
		由良町海つり公園整備事業 つり桟橋補修等	町	
		観光トイレ整備事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光振興事業	観光協会	事業内容：観光事業を実施する事業者に対し、助成を行う。 必要性：地域経済の活性化。 効果：地域経済の活性化が期待できる。
	その他	獣害対策環境整備事業	協議会	事業内容：獣の捕獲等により、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		鳥獣害防止追払い事業	協議会	事業内容：鳥獣を追払うことにより、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		農作物鳥獣害防止総合対策事業（防護柵等設置支援事業）	協議会	事業内容：防護柵を設置することにより、農作物被害の軽減を図る。

				必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		有害鳥獣等捕獲物奨励事業	協議会	事業内容：有害鳥獣の捕獲等により、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		銃等取得支援事業	協議会	事業内容：猟銃等の取得補助を行うことにより、新規参入者のサポートを行う。 必要性：人材確保。 効果：後継者、担い手不足の解消が期待できる。
		漁業振興対策事業	協議会	事業内容：ヒラメ、クエなどを中間育成による栽培漁業の推進を図る。 必要性：地域経済の活性化。 効果：地域経済の活性化が期待できる。

（４）　産業振興促進事項

（ｉ）　産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
由良町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和３年４月１日から 令和８年３月３１日	

（ⅱ）　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「（２）その対策」及び「（３）事業計画」のとおり。

（５）　他市町村との連携

産業の振興対策においては、産学官金連携による地域産業の振興、日高地方を軸とした観光振興など周辺自治体との連携に努める。

４　地域における情報化

（１）　現況と問題点

情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の普及率の上昇により、情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）は大きく進展し、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となり、個人や企業が場所や時間を問わず、様々な状況で情報を得ることが可能となっている。

一方、人口減少や少子高齢化の進む本町においては、ＩＣＴの利活用だけでは広く情報を得ることが難しい高齢者がいることや、国の施策で進める市町村業務のデジタル化による各行政システムにおいても、個人だけでなく中小企業等でも利用率が低迷している状況が続いているのが現状である。このことからも、提供者側である行政の一方的都合によるサービスから利用者本位でサービスの恩恵が実感できる施策への転換が必要である。

（２）　対策

本町におけるＩＣＴの利活用が低迷していることから、ＩＣＴの恩恵を幅広く住民や企業等に実感してもらうためにも情報リテラシーの向上など、情報通信基盤の効果的な活用促進や格差是正に向けた対応を図る。

教育の場においても、国で進めたＧＩＧＡスクール構想により、児童・生徒への一人一台のタブレット端末の配備完了したことから、今後は、教職員への研修の実施等により効率よく授業等で活用していけるよう支援に努める。

一方、ＩＣＴは利用者にとって便利な反面、これを悪用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃等が増加していることから適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要である。そのためにも、行政側の情報セキュリティポリシーに基づく対応はもとより、住民や企業等に対しても、情報セキュリティの重要性や情報モラルについての周知啓発の充実を図る。また、既存のシステムに係る維持運営費については費用対効果の観点から、システムの集約・統合による効率化を進め経費削減を務める。

（３）　事業計画

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
３ 地域における情報化	⑴電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	ケーブルテレビ行政放送設備整備事業	町	

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）　現況と問題点

ア　道路

（ア）　国道・県道

町内の国道は、国道４２号の１路線で、和歌山県の海岸部の幹線道路として、地域の生活、産業、経済の活性化に大きく寄与しており、災害時における第一次緊急輸送道路であることから、畑から広川町河瀬まで（水越峠）の整備が望まれている。また、里地内から畑地内にかけて、歩道の拡幅改良が望まれている。

一方、県道は主要地方道２路線と一般県道１路線が町内をネットワークを結んでおり、本町の大動脈である御坊湯浅線については、阿戸地内に未改良区間がある。また、整備が遅れている御坊由良線については、地域間を結ぶ重要な路線であるとともに、広域的な役割の大きい路線でもあり、改良の進展が望まれる。さらに、南金屋由良線についても、整備が遅れているため、改良の進展が望まれる。

（イ）　町道

国道及び県道を起点とする２車線の幹線道路については、供用開始から相当経過し、車両の大型化に対応できていない状況であり、集落内の町道についても、経年経過に伴う老朽化が進み、カーブの多い形状で見通しも悪く通行に支障をきたしている。また、緊急車両の乗り入れが出来ない地域もある。

イ　交通の確保

本町は、地形上集落が点在し、人口減少と高齢化が進んでいるため、交通手段として民間の路線バスの重要性は非常に高い。しかしながら乗客の絶対量が増加することは考えにくく、引き続き路線維持についての対策が必要である。

鉄道は、JR 紀勢本線が町の南北を通り、紀伊由良駅が設置されている。

（２）　対策

ア　道路

（ア）　国道・県道

道路網によるネットワークづくりは、産業、経済の活性化などの根幹をなす基盤である。国道・県道はその中心的な役割を担う幹線軸であり、今後も未改良部分の改良促進と、未整備路線の早期完成を粘り強く働きかけていく。

（イ）　町道

路側、のり面、ガードレール設置等による道路整備を実施する。また、大型車の通行をなるべくスムーズにするよう道路拡幅を行い、カーブを解消し、幅員及び視距の確保を図る。また、老朽化した橋梁の補修を実施する。

イ　交通の確保

地域住民の日常的な交通手段を確保することが、地域の維持のための重要な課題のひとつだと考えられることから、現在の路線バスの維持を図りつつ、町民の暮らしに沿った交通網の構築を目指す。

（3）　事業計画

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道　路	町内一円の町道の改良及び補修	町	
	橋　梁	町内一円の町道等の橋梁補修	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	バス運行助成事業	町	事業内容：バス運行に対し、助成を行う。 必要性：移動手段の確保。 効果：公共交通空白地の解消が期待できる。

６　生活環境の整備

（１）　現況と問題点

ア　水道施設

本町の水道事業は、平成２９年３月末に三尾川簡易水道統合整備事業により、三尾川浄水場が廃止され、それ以降は里浄水場（昭和４８年供用開始）で浄水した水道水を町内全域に供給している。

令和２年度末時点での給水人口は５，４８９人で、普及率は９９．９％であるが、人口の減少に伴い、給水収益が減少しているのが現状である。

現在、老朽化した施設の更新事業を実施しており、導水施設では取水ポンプ施設等の更新事業、配水施設では只越配水池更新事業を進めている。

水道管路施設においては公共下水道事業と並行し主要配水管の更新、耐震化事業を進めているが、令和２年度末時点での水道管耐震化率は２４．４６％と非常に低く、対応年数経過管率は４３．６９％と高いのが現状である。

イ　下水処理施設

本町の下水道事業は、公共下水道と漁業集落排水の２種類がある。

公共下水道は、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的として、平成１５年から建設事業が開始され、令和２年度末時点の処理区域人口は３，６８６人、普及率は６７．１％である。

漁業集落排水は、漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境等の改善を図るなどを目的とし、５地区（戸津井、三尾川、大引、衣奈、小引）の整備が完了している。

本町の下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移行しており、供給開始から約２０年が経過した戸津井クリーンセンターを始め、老朽化が進む施設の改築や更新が大きな問題となっている。また、公共下水道事業の完了に伴う水処理施設の増設の検討や効率的な事業運営を行うため、公共と漁集の一部を統合する検討も必要な時期にきている。

ウ　消防・防災

本町は、昭和２１年の南海地震による津波で甚大な被害を受けた経験があり、近い将来起こると予測されている巨大地震による地震・津波被害や風水害、土砂災害に対する住民の防災意識は高く、自主防災組織については、すべての地区において組織されている。

また、消防体制については、日高広域消防事務組合と町消防団により構成されている。この日高広域消防事務組合の本部は、隣接する日高町に設置し、消防、救急活動、火災予防意識の普及に努めている。

町消防団については、３分団（定数１５５名）体制で住民の生命・財産を災害等から守り、住民生活の安全を図っている。消防車両については、消防ポンプ車４台、小型ポンプ積載車１２台を配備している。

これまでも、老朽化した車両の買換えや、消防車庫においても低い土地から高台へ移転するなどの建替えを行い、耐震化も実施している。

また、出水期には、集中豪雨や台風による被害が多発していることから、風水害及び土砂災害への対策も重要である。

エ　公営住宅

本町には、現在８０戸の公営住宅があるが、すべて昭和５６年以前の建築で、老朽化が進んでおり、入居者にとって快適な住環境とはいえない状況にある。

オ　公園

町民の憩いの場となる公園については町内の各地に小規模な公園は点在しているものの総合的な公園の整備は進んでいない状況である。

カ　廃棄物処理

廃棄物処理については、ごみの排出を抑制し、環境に配慮した再生利用を促進するとともに、廃棄物の多様化、不法投棄の増大など様々な問題に対応していく必要がある。

（２）　対策

ア　水道施設

これまで下水道事業と並行して主要配水管の更新、耐震化事業を進めてきたが、下水道事業が令和５年度末で事業完了の予定があるため、その後は水道事業のみで主要配水管の計画的な更新、耐震化を進める。

また、施設の更新においては、人口減少を鑑み、適切な規模の施設での更新（ダウンサイジング）を実施する。

イ　下水処理施設

公共下水道事業を引き続き推進し、令和５年度末までの事業完了を目指す。それに伴う水処理施設の増設及び統合検討を実施する。

また、老朽化が進む施設については、重要度等を考慮し、ストックマネジメントに基づき、長寿命化を図り、改築工事や更新工事を実施する。

ウ　消防・防災

巨大地震による地震・津波被害に備え、避難路や避難場所整備の対策を行う。

火災及び防災活動については、日高広域消防事務組合はもとより、大規模災害に備え地域における自主防災組織等との連携を密にし、活動の迅速化を促進するとともに、消防車両や設備等の充実、更には低い土地にある老朽化した消防車庫の高台移転や耐震化を図る。

消防・救急活動のさらなる効率化のため、消防救急無線のデジタル化を進める。

エ　公営住宅

定住化の促進を図るためにも、公営住宅の整備は重要な課題である。長寿命化計画を踏まえた上で、現入居者と調整を図りながら修繕・建て替えの方針を定める必要がある。

オ　公園

町民の交流・やすらぎの場として、新たに町民公園を整備する。

カ　廃棄物処理

生活の多様化などで、町民一人あたりのゴミの排出量や年間のゴミ処理費用は増加の傾向にあり、３Ｒ（ごみの減量・再利用・再生利用）運動のさらなる推進によるごみ排出抑制のための啓発を行い、ごみの分別の徹底や減量化を図るとともに、一般廃棄物の適正な処理に努める。

また、健康で快適な生活環境を確保するため、観光客を含め一人ひとりに対する環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、町民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努める。

ごみを出さない運動とともに、町民と事業者と連携しながら資源の再利用や環境に負担がかからない循環型社会の形成に努める。

（3）事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	只越配水池更新事業 （配水池、送・配水管等）	町	
		導水施設更新事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	終末処理場の水処理施設及び管渠工事	町	
	その他	漁業集落環境整備事業	町	
	(5)消防施設	消防車両購入	町	
		消防車庫整備事業	町	
		緊急放送用システム導入	町	
	(6)公営住宅	公営住宅改修事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 その他	水道台帳作成事業	町	事業内容：台帳の整備。 必要性：適切な維持管理の実施。 効果：災害時等の基礎情報として活用。
		下水道台帳作成事業	町	事業内容：台帳の整備。 必要性：適切な維持管理の実施。 効果：災害時等の基礎情報として活用。

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）　現況と問題点

ア　児童福祉・子育て支援

本町における出生数は、年々減少の一途をたどっており、令和元年度の出生数は２２人で、これは１０年前に比べて４３．５９％の減少率となっている。

このため児童福祉・子育て支援については、子どもを産み育てやすく、健やかに育成されるよう様々な施策を実施している。

高校生までの子どもの医療費（一部負担金を全額助成）を支給することにより、子どもの健康の保持及び増進を図る「子ども医療費の支給」を実施し、また、１８歳までの児童を扶養するひとり親家庭に母子、父子ともに医療費の一部負担金を全額助成している。

平成２６年度に町内にある３保育所を統合し、本町で初の統合保育所を開所した。平成２７年度から指定管理者制度を活用し、保育所型認定こども園として管理運営を行い、利用者にサービスを提供している。また、園内には由良町地域子育て支援センターが併設されており、育児教室や育児講座を開いて、保護者や乳幼児の交流の場を提供している。

利用者負担額については、２人兄弟姉妹を持つ世帯で、こども園等に通う２人目以降の利用者負担額を無償化した。さらに、こども園等に通う３歳児から５歳児までに係る給食費について、助成事業を実施し無償化させた。

広域サービスとして、御坊市・美浜町・日高町・由良町・日高川町・印南町の１市５町が共同で医療機関に病児・病後児の保育を委託し、病気回復期にあり家庭での保育が困難な乳幼児の保育を可能とした。

さらに、平成２３年度には、子どもが生まれてから２歳の誕生日を迎えるまでの２年間、紙おむつ購入費に対する助成事業を実施している。

イ　高齢者福祉・障害者福祉

本町では、平成２７年の国勢調査において高齢化率が３５．２％あり、令和２年度末の住民基本台帳では、高齢化率が実に３８．８％と４割近い住民が高齢者という状況になっている。また、団塊の世代が寝たきりや認知症などにより介護の必要性が高くなる７５歳以上の後期高齢者に差し掛かります。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯なども増加しており、要介護状態になった場合の不安はますます高まっている。このような状況の中、介護予防や生活支援の充実に向けて取り組むとともに、介護を要する方には、介護保険サービスの活用を勧めている。介護保険については、制度の定着が進み、サービスの利用が増え、介護給付費の増加は深刻化している。

また、障害のある人が地域で安心して暮らすためには、個々の障害者の多様なニーズ対応した地域の実情に応じたサービスの提供が必要である。

表　令和２年３月末現在における地区別高齢者数（住民基本台帳）　単位：人、％

地区名	地区人口	高齢者人口	高齢化率
横　浜	519	196	37.76
里	445	156	35.06
南	169	54	31.95
阿　戸	433	152	35.10
網　代	290	133	45.86
江ノ駒	273	84	30.77
門　前	423	143	33.81
中	126	44	34.92
畑	352	149	42.33
大　引	352	181	51.42

地区名	地区人口	高齢者人口	高齢化率
神　谷	259	118	45.56
吹　井	151	48	31.79
柳　原	321	140	43.61
黒　田	432	100	23.15
糸　谷	97.	27	27.84
衣　奈	558	248	44.44
小　引	107	46	42.99
戸津井	103	56	54.37
三尾川	191	98	51.31
町全体	5601	2173	38.80

（２）　対策

ア　児童福祉・子育て支援

平成２７年度から開始された「子ども・子育て新制度」に基づき、由良町立ゆらこども園において「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」のサービスを実施している。

町立ゆらこども園は定員を２００名としており、安全で質が高く、身近な教育・保育サービスが提供できるよう、職員の資質と専門性の向上を図る。

また、こども園に地域子育て支援センターを併設し、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減のための情報提供や相談への対応に努め、園庭解放などをはじめとして地域に開かれた保育体制を推進する。

イ　高齢者福祉・障害者福祉

高齢になっても住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らし続けられることを念頭に、地域における福祉基盤の整備や健康づくり、生きがいづくりの推進、使いやすく利便性の高い介護システムなどが一体となった「健康でいきいき自分らしい暮らしを目指せるまちづくり」を推進する。

増加を続けるひとり暮らし高齢者を支援するため、配食サービスの継続実施、希望者への緊急通報システムの設置を行う。

また、高齢者の生きがいづくりに向けた支援は、高齢者施策の重要な柱となっていることから、地域の高齢者の交流施設の整備、シルバー人材センター事業等により生きがいづくりを支援していく。

地域包括支援センターを中心に、介護予防対策として保健事業や在宅福祉サービスを推進してきた。今後も介護予防の重要性に対する認識を促し、予防事業に積極的に参加できるような施策を展開していく。

また、令和６年度からは医療と介護の一体的な取組が始まる予定となっています。利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築していくこととなります。

（３）事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	⑻過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	ゆらこども園運営事業	町	事業内容：保育業務が円滑に行えるよう運営する。 必要性：環境の整備 効果：生活環境の保全が期待できる。
		ゆらこども園通園バス運行委託事業	町	事業内容：遠距離通園している児童等のために、スクールバス等を運行する。 必要性：通園時の安全確保 効果：安全性の確保が期待できる。
		子育て支援センター運営事業	町	事業内容：相談、情報提供、助言等を行う。 必要性：子育て支援の充実。 効果：子育て環境の確保が期待できる。
		こども医療費助成事業	町	事業内容：高校生以下の医療費自己負担分の助成を行う。 必要性：経済負担の軽減。 効果：子育て環境の確保が期待できる。
	高齢者・障害者福祉	老人福祉施設措置事業	町	事業内容：環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対して措置を行う。 必要性：安心、安全な生活環境の保障。 効果：安心、安全な生活が送れる。
		デイサービス事業	町	事業内容：在宅における高齢者等に対し、介護予防の促進と生活向上を目的とした支援を行う。 必要性：介護予防の充実。 効果：高齢者の介護予防や重症化防止が期待できる。

		訪問給食事業	町	事業内容：調理することが困難な高齢者に対し、食事を自宅に届ける。 必要性：日常生活の支援。 効果：安否確認や孤独感解消が期待できる。
	健康づくり	高齢者健康対策事業（アクオ）	町	事業内容：高齢者の介護予防を推進する。 必要性：介護予防の充実。 効果：高齢者の介護予防や重度化防止が期待できる。
		認知症予防対策事業	町	事業内容：認知症予防を推進する。 必要性：介護予防の充実。 効果：高齢者の介護予防や重度化防止が期待できる。
		がん検診等受診対策事業	町	事業内容：がん検診等の受診を促進する。 必要性：病気の早期発見。 効果：病気の早期発見、早期治療が期待できる。
	その他	シルバー人材センター事業	町	事業内容：地域社会に密着した仕事等を有償で請け負う。 必要性：地域経済の活性化。 効果：地域経済の活性化が期待できる。
		緊急通報装置設置事業	町	事業内容：通報装置を押すだけで通報し、援護体制を確保できる緊急通報機を設置する。 必要性：生活環境の整備。 効果：町民サービスの向上が期待できる。

８　医療の確保

（１）　現況と問題点

本町の医療機関は、内科２医院、歯科３医院がある。しかしながら、これらの医院等は全て町内の中心地域に集中しており、地域によっては医師を必要としている。手術が必要な二次医療や高度医療については町内では対応できないため、近隣の市町や和歌山市などの医療機関で対応している。

休日診療については、御坊市内の入院設備を有する医療機関が実施しており、また二次救急患者については、日高広域消防事務組合が患者の搬送を行っている。

時間外の救急医療を行う医療機関についても町外にあり、高齢者が多い本町では交通手段の確保が必要であるとともに、救急患者が発生した場合、搬送に時間がかかるため問題となっている。

（２）　対策

医師が不在の地域において、町が民間所有の土地を借り受け、それを開業医の方に貸し付けた診療所の開設を実施していたが、平成２６年度末より当該医院が休診となっている。

地域の高齢化率も進んでいる状況を鑑み、やむを得ず閉鎖となった診療所運営の再興に取り組む。

９　教育の振興

（１）　現況と問題点

ア　学校教育

将来を担う子どもたちは町の宝であり、子どもたちがふるさとへの愛着と誇りを持ち続けることができるよう、教育環境を整備することは町の大きな責務である。

残念ながら、本町の小中学校児童生徒数は、年々大きく減少しており、就学年齢層の人口流出は本町の大きな問題となっている。こうしたことから学校規模の適正化のため、平成２１年度には町内の３中学校を統合し、由良中学校を設置した。また、令和５年度には３小学校も統合する予定である。

学校給食については、平成１８年度から全小学校で、中学校についても平成２１年度から実施している。

表　小中学校児童生徒数の推移（学校基本調査）　　単位：人

	小学校児童数			中学校生徒数			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	合計
昭和４５年	385	412	797	233	205	438	618	617	1,235
昭和５０年	428	439	867	184	209	393	612	648	1,260
昭和５５年	440	428	868	191	197	388	631	625	1,256
昭和６０年	411	386	797	220	197	417	631	583	1,214
平成　２年	371	331	702	185	182	367	556	513	1,069
平成　７年	307	261	568	165	162	327	472	423	895
平成１２年	234	214	448	142	113	255	376	327	703
平成１７年	209	184	393	101	88	189	310	272	582
平成２２年	190	147	337	99	67	166	289	214	503
平成２７年	152	118	270	76	59	135	228	177	405
令和　２年	116	110	226	59	45	104	175	155	330

イ　生涯学習

高齢化が進行する本町においては、日々の生活を精神的、文化的に充実させ、心豊かで生きがいのある人生を実感できる事が求められており、生涯学習体制づくりが大きな課題となっている。

平成２２年度には中央公民館の耐震改修事業を実施し、公民館事業の体制強化に努めている。ただし、地域における生涯学習の場として活用されている集会所は、老朽化が進んでいる。

本町は、スポーツが盛んであり、体育協会を中心としてスポーツの振興が図られている。各種大会も開催されており、日常的なスポーツ活動も盛んで、体育施設はほとんど毎日使用されている。ただし中心となる体育センター等の施設の老朽化が進んでおり、施設整備が必要である。

（２）　対策

ア　学校教育

学校規模の適正化を引き続き推進し、３小学校の統合について由良町小学校統合推進委員会を設置し、現在協議をすすめている。今後、必要に応じて統合する小学校の校舎、屋内運動場等の施設整備を行う。

また、通学距離によって保護者の費用負担に差が出ないよう、小学校に対するバスの定期代の全額補助、中学校のスクールバスの運行を引き続き実施するが、統合に向けて小学校へのスクールバスの導入も考えられる。

ふるさと教育の充実、魅力ある教育環境の整備・充実、教職員の資質向上を図り、健全な人材育成を推進する。

イ　生涯学習

生涯学習、生涯スポーツにおいては、多様化する町民のニーズに対応できるよう施設の整備を図る。

（3）　事業計画

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小学校校舎建設事業	町	
		校舎等施設整備事業	町	
	屋内運動場	屋内運動場等施設整備事業	町	
	屋外運動場	屋外運動場等施設整備事業	町	
	スクールバス	スクールバス運行委託事業	町	
	その他	小中学校ＰＣ整備事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	ＡＬＴ設置事業	町	事業内容：ＡＬＴ設置を設置することにより、外国語教育等を推進する。 必要性：学力の向上。 効果：学力の向上が期待できる。
		小学生定期代助成事業	町	事業内容：バス通学している児童等の定期代の一部を助成する。 必要性：経済負担の軽減。 効果：子育て環境の確保が期待できる。
		ふるさと教育推進事業	町	事業内容：ふるさと教育を推進することにより、本町の歴史・文化に対する理解を深める。 必要性：持続可能な地域づくり。 効果：郷土愛を育む。

１０　集落の整備

（１）　現況と問題点

本町のコミュニティの基礎単位である集落については、１９の行政区が組織されている。災害時に孤立する可能性のある集落も存在することから、移動系の防災行政無線を整備し、孤立した集落からの通信手段を確保している。

各地区で町内会活動が実践されているが、人口の減少や高齢化の進展により、このままではコミュニティの基礎的な機能の維持が困難になる集落が出現する可能性もあることから、集落機能の充実と活性化を図る必要がある。

（２）　対策

地域住民と問題意識を共有し、地域の自然や伝統との調和を図りながら、住民主導の地域活性化事業を展開する。

また、活用可能な空き家を掘り起こし、都市部からの移住者を受け入れ、集落の活性化を図る。さらに、古民家をリノベーションして地域の拠点となる施設やカフェなどを整備することで、交流人口の増加を図っていきたい。また、集客率の増加が見込めれば、地域のにぎわいの創出できる事業者を誘致したい。

１１　地域文化の振興等

（１）　現状と問題点

万葉の昔から歌にも詠まれた、長い歴史のある本町においては、町の歴史の継承並びに文化財の保存のために地域文化の振興も重要であると考えている。

平成２１年度に中央公民館の耐震補強及び改修工事に伴い、以前からの懸案事項であった手狭になっていた研修室の充実及び体制強化を図るため、考古遺物の陳列並びに文化的資料の保存スペースが無くなり、現在は廃校となった中学校の教室等を一時的に借りて保存及び陳列を行っていたが、その後、ゆらふるさと伝承館として条例制定し、文化財保存施設として活用している。

郷土に詳しい専門知識のある方が少なく、少子高齢化によって地域の伝統文化などが存続の危機にあるのが問題となっている。

（２）　対策

ゆらふるさと伝承館を活用したふるさと教育と、由良町の文化財等の冊子を発行して、地域の歴史文化を後世に引き継いでいく。

１２　再生可能エネルギーの利用の推進

（１）　現状と問題点

エネルギー利用が不可欠な日常生活や企業活動において、化石燃料の使用は、温室効果ガスの膨大な排出につながり、地球温暖化ということで深刻な影響が顕著になってきている。こうした状況下、脱炭素化に向け、省エネルギーの推進及び化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及が課題となっている。

（２）　対策

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、町民への普及啓発を行う。また、化石燃料依存の生活を改めるよう、町民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

１３　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）　現状と問題点

過疎化に悩む本町においては、新しい人の流れをつくることで地域の活性化を図る必要がある。

本町は、和歌山県の大学のふるさと事業を活用し、地域活力が低下の一途を辿る過疎地域と人材育成のための実践的教育と地域活動に関心が高い大学が、双方で協力を行いながら継続した交流を行う取組みを実践している。

（２）　対策

平成２６年１０月に大阪府の摂南大学と「大学のふるさと」に関する協定を締結した。

学生をはじめ大学全体の分野・領域を超えた視野の広さで、行政と大学が一体となって地域活性化に取り組む。

事業計画（令和３年度～７年度）　　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事　業　名（施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
１ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	マイホーム取得支援事業	町	事業内容：本町に定住を目的で住宅を取得した人に対し、補助を行う。 必要性：人材確保及び人口増加。 効果：移住・定住者の増加が期待できる。
		民間賃貸住宅家賃補助事業	町	事業内容：本町の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、補助を行う。 必要性：人材確保及び人口増加。 効果：定住者の増加が期待できる。
２ 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光振興事業	観光協会	事業内容：観光事業を実施する事業者に対し、助成を行う。 必要性：地域経済の活性化。 効果：地域経済の活性化が期待できる。
	その他	獣害対策環境整備事業	協議会	事業内容：獣の捕獲等により、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		鳥獣害防止追払い事業	協議会	事業内容：鳥獣を追払うことにより、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。

		農作物鳥獣害防止総合対策事業（防護柵等設置支援事業）	町	事業内容：防護柵を設置することにより、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		有害鳥獣等捕獲物奨励事業	町	事業内容：有害鳥獣の捕獲等により、農作物被害の軽減を図る。 必要性：農作物被害の軽減。 効果：被害軽減により地域農業の安定経営が期待できる。
		銃等取得支援事業	町	事業内容：猟銃等の取得補助を行うことにより、新規参入者のサポートを行う。 必要性：人材確保。 効果：後継者、担い手不足の解消が期待できる。
		漁業振興	町	事業内容：ヒラメ、クエなどを中間育成による栽培漁業の推進を図る。 必要性：地域経済の活性化。 効果：地域経済の活性化が期待できる。
４ 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	バス運行助成事業	町	事業内容：バス運行に対し、助成を行う。 必要性：移動手段の確保。 効果：公共交通空白地の解消が期待できる。

5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 その他	水道台帳作成事業	町	事業内容：台帳の整備。 必要性：適切な維持管理の実施。 効果：災害時等の基礎情報として活用。
		下水道台帳作成事業	町	事業内容：台帳の整備。 必要性：適切な維持管理の実施。 効果：災害時等の基礎情報として活用。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	ゆらこども園運営事業	町	事業内容：保育業務が円滑に行えるよう運営する。 必要性：環境の整備 効果：生活環境の保全が期待できる。
		ゆらこども園通園バス運行委託事業	町	事業内容：遠距離通園している児童等のために、スクールバス等を運行する。 必要性：通園時の安全確保 効果：安全性の確保が期待できる。
		子育て支援センター運営事業	町	事業内容：相談、情報提供、助言等を行う。 必要性：子育て支援の充実。 効果：子育て環境の確保が期待できる。
		こども医療費助成事業	町	事業内容：高校生以下の医療費自己負担分の助成を行う。 必要性：経済負担の軽減。 効果：子育て環境の確保が期待できる。

	高齢者・障害者福祉	老人福祉施設措置事業	町	事業内容：環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対して措置を行う。 必要性：安心、安全な生活環境の保障。 効果：安心、安全な生活が送れる。
		デイサービス事業	町	事業内容：在宅における高齢者等に対し、介護予防の促進と生活向上を目的とした支援を行う。 必要性：介護予防の充実。 効果：高齢者の介護予防や重症化防止が期待できる。
		訪問給食事業	町	事業内容：調理することが困難な高齢者に対し、食事を自宅に届ける。 必要性：日常生活の支援。 効果：安否確認や孤独感解消が期待できる。
	健康づくり	高齢者健康対策事業（アクオ）	町	事業内容：高齢者の介護予防を推進する。 必要性：介護予防の充実。 効果：高齢者の介護予防や重度化防止が期待できる。
		認知症予防対策事業	町	事業内容：認知症予防を推進する。 必要性：介護予防の充実。 効果：高齢者の介護予防や重度化防止が期待できる。
		がん検診等受診対策事業	町	事業内容：がん検診等の受診を促進する。 必要性：病気の早期発見。 効果：病気の早期発見、早期治療が期待できる。

	その他	シルバー人材センター事業	町	事業内容：地域社会に密着した仕事等を有償で請け負う。 必要性：地域経済の活性化。 効果：地域経済の活性化が期待できる。
		緊急通報装置設置事業	町	事業内容：通報装置を押すだけで通報し、援護体制を確保できる緊急通報機を設置する。 必要性：生活環境の整備。 効果：町民サービスの向上が期待できる。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 その他	ＡＬＴ設置事業	町	事業内容：ＡＬＴ設置を設置することにより、外国語教育等を推進する。 必要性：学力の向上。 効果：学力の向上が期待できる。
		小学生定期代助成事業	町	事業内容：バス通学している児童等の定期代の一部を助成する。 必要性：経済負担の軽減。 効果：子育て環境の確保が期待できる。
		ふるさと教育推進事業	町	事業内容：ふるさと教育を推進することにより、本町の歴史・文化に対する理解を深める。 必要性：持続可能な地域づくり。 効果：郷土愛を育む。